

平成25年度第1回 八千代市子ども・子育て会議

議題(6)

「子ども・子育てに関する アンケート(ニーズ調査)の実施」

平成25年11月19日(火)

八千代市 子ども部 元気子ども課

1. ニーズ調査の目的

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第4項 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

第5項 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事業を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

国の基本指針(案) 第三の一の3(二)

市町村は、市町村子ども・子育て事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

ニーズ調査の目的 = 量の見込みの設定

(「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を踏まえて設定)

2. 八千代市におけるニーズ調査の対象

調査対象

- (1) 就学前の子どもの保護者
- (2) 小学校4年生までの子どもの保護者

件数

(1) 就学前子どもの保護者	2,500件	
(2) 小学校4年生までの子どもの保護者	1,500件	計 4,000件

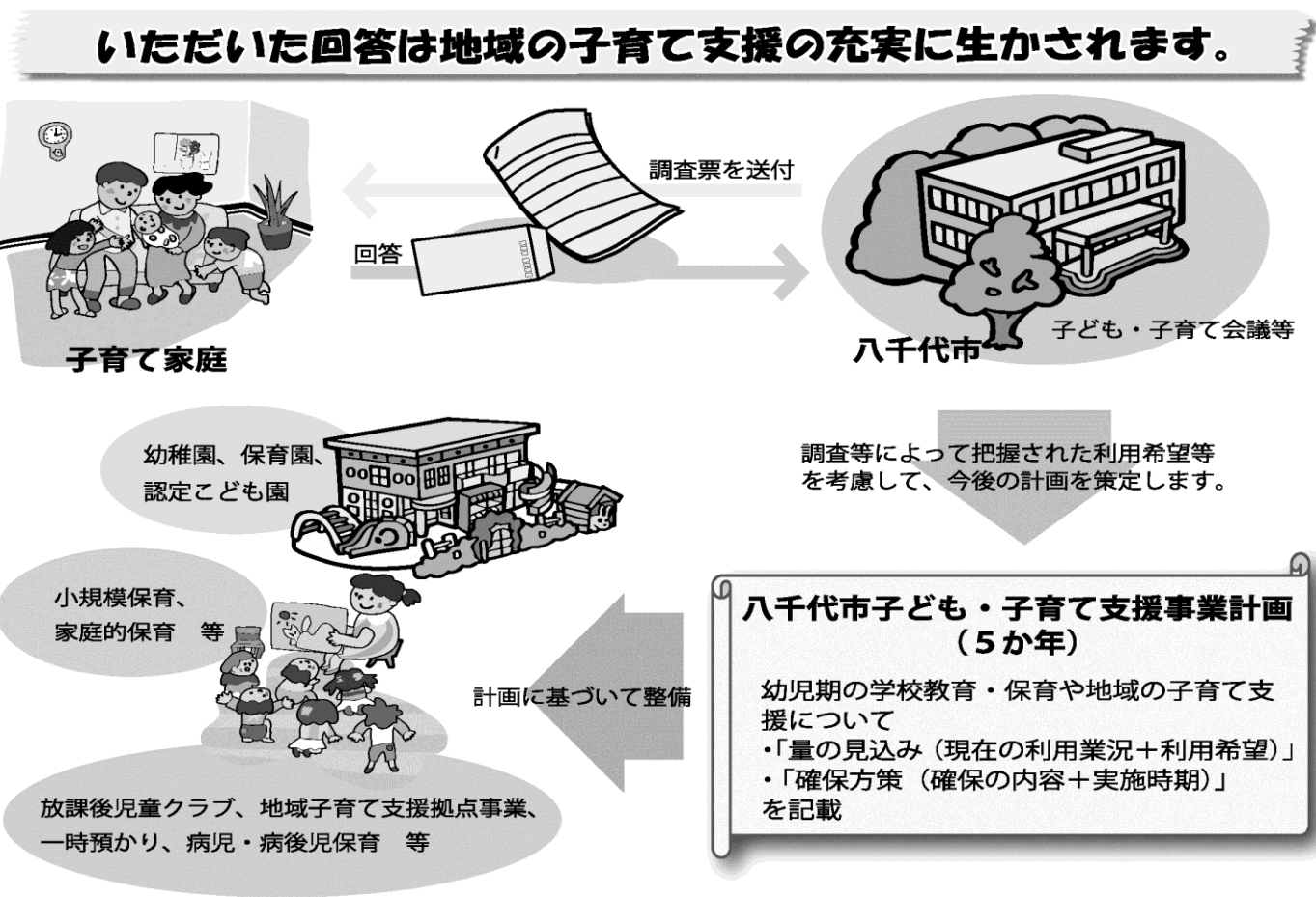
抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

※ 上記のほか、市内の事業所内保育を行っている事業所への調査等は、平成26年度実施を予定

3. ニーズ調査イメージ

「地域保育ニーズ調査」は、「子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)」として実施。



4. 調査票について

資料1-7-1の「就学前の児童の保護者用の調査票」

- 居住地域
- お子さんと家族の状況
- お子さんの育ちをめぐる環境について
- 保護者の就労状況について
- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- 地域の子育て支援事業の利用状況について
- 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
- 平日の教育・保育を利用する方のみですが、病気の際の対応について
- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- 想定される小学校就学後の放課後の過ごし方について
- 育児休業の取得状況について

5. 調査票について



6. 調査票について

資料1-7-2の「就学児童の保護者用の調査票」

- 居住地域
- 子どもと家族の状況
- 子どもの育ちをめぐる環境について
- 保護者の就労状況について
- 放課後などの過ごし方について
- 地域の子育て支援事業等の利用状況について
- 病気の際の対応について(平日の教育・保育を利用する方のみ)
- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- 育児休業の取得状況について

7. 調査のスケジュール

時 期	スケジュール
H25. 10月～11月	調査票案作成(事務局)⇒子ども・子育て会議で意見を聴く
12月3日まで	調査票(案)の加筆・修正(委員)⇒事務局へ提出
12月17日	調査票の最終案の提出、確認(第2回 子ども・子育て会議)
H26. 1月頃	ニーズ調査の実施
2月頃	調査結果の報告、「保育の量の見込み」の検討
3月末まで	県に「保育の量の見込み」報告